

京丹後市 こども計画

(素案)

令和8年 月
京丹後市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	3
1 計画策定の趣旨と背景	4
2 計画の位置付け	5
3 計画期間	6
4 計画の対象	6
第2章 子ども・若者、子育て家庭を取り巻く現状・課題	9
1 アンケート調査等の概要	10
2 京丹後市の人口推移・推計	11
3 ニーズ調査結果からみる子どもと子育て家庭の状況	12
4 子どもアンケートからみる子どもの状況	13
5 出前講座で寄せられた子どもの声	16
6 配慮や支援を必要とする子どもと家庭の状況	18
7 まとめ	21
第3章 計画の基本的な考え方	23
1 基本理念	24
2 4つの基本目標	25
3 計画体系図	26
第4章 施策の展開	27
基本目標1 自分らしく育つ	28
基本目標2 安心して子育てできる	33
基本目標3 困ったときに支援につながる	38
基本目標4 希望する未来を選び実現できる	43
第5章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	47
1 提供区域の設定	48
2 幼児期の学校教育・保育の「量の見込み」と確保方策	49
3 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と確保方策	51
第6章 計画の推進	65
第7章 資料編	67



第1章

計画の策定にあたって



1 計画策定の趣旨と背景

- 近年、全国的に、少子化の進行に加え、児童虐待、いじめ、不登校、ヤングケアラー、子どもの貧困など、子ども・若者や子育て家庭を取り巻く課題は複雑化しています。国では、令和5年4月にこども基本法を施行し、同年12月にこども大綱を定め、すべての子ども・若者が将来にわたって幸せに暮らせる「こどもまんなか社会」※の実現を目指すことが示されています。
- 本市においても、全国的な傾向と同様、出生数の減少や若者の転出、共働き家庭の増加や地域とのつながりの希薄化など、子ども・若者、子育て家庭を取り巻く環境が変化しており、切れ目ない子育て支援や、子どもが安心して過ごせる居場所の充実などが求められています。
- こうした中、本市では、子どもが権利の主体であることを明らかにし、その権利を保障するための基本理念や各主体の役割などを定める「京丹後市こどもまんなかのまちづくり条例」（以下「条例」という。）を令和●年●月に制定しました。条例では、こども基本法に基づく市町村こども計画を策定し、少子化対策を含む子ども及び子育てに関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。
- これらを踏まえ、本市では、これまで進めてきた子ども・子育て施策を土台として、条例の目的及び理念を具体化し、まち全体でこどもまんなかのまちづくりを推進するため、こども基本法第10条第2項及び条例第13条に基づき、京丹後市こども計画（以下「本計画」という。）を策定します。

※ 「こどもまんなか社会」とは？

【こども大綱より】

全てのこども・若者が、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会

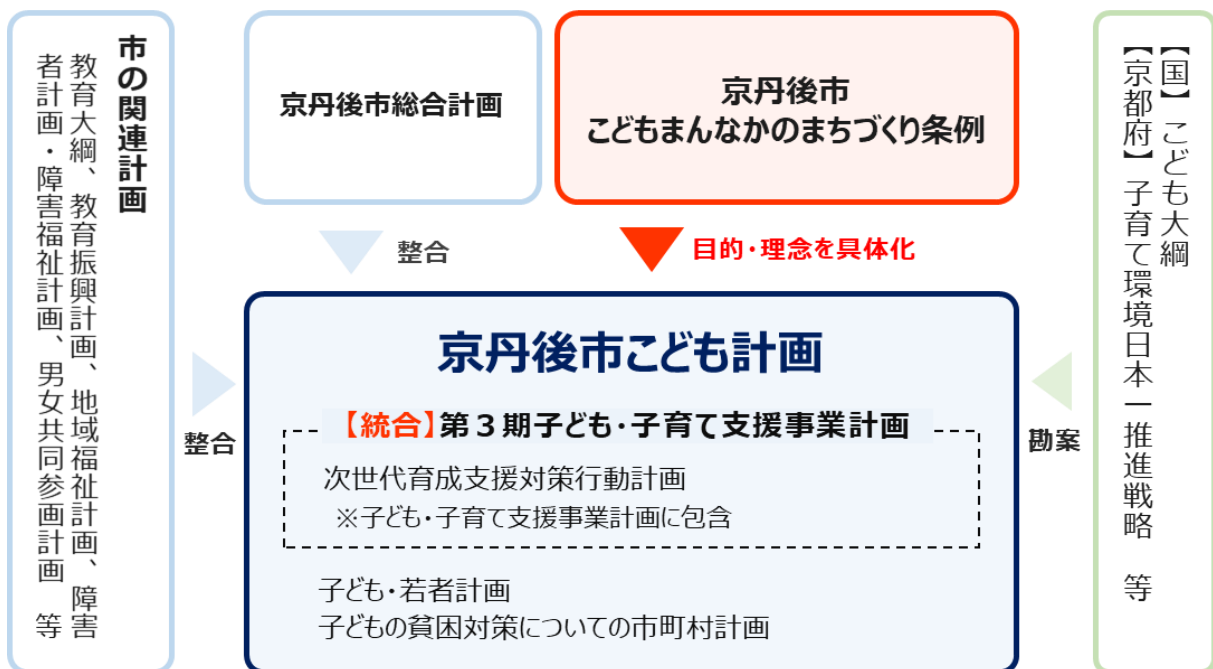
- ◇ 心身ともに健やかに成長できる
- ◇ 個性や多様性が尊重され、自分らしく幸福に生活できる
- ◇ 自由に夢を持ち、挑戦できる
- ◇ 困ったときは周囲の大人や社会に助けてもらえる
- ◇ 自らの意見を表明し、社会に参画できる
- ◇ 虐待・いじめ・貧困などから守られ、安心して暮らせる
- ◇ 働くことや家族を持つことに夢や希望を持てる 等

2 計画の位置付け

本計画を次の計画として位置付けます。

- こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」
- 京丹後市こどもまんなかのまちづくり条例第13条に基づく、条例の目的を達成するための計画
- 子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
(第3期京丹後市子ども・子育て支援事業計画を包含)
- 次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」
- 子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「市町村子ども・若者計画」
- こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に基づく「市町村計画」

また、策定にあたっては、国のこども大綱、京都府子育て環境日本一推進戦略、京都府こども計画を勘案するとともに、本市の最上位計画である第3次京丹後市総合計画をはじめ、市の関連計画と整合を図っています。



3 計画期間

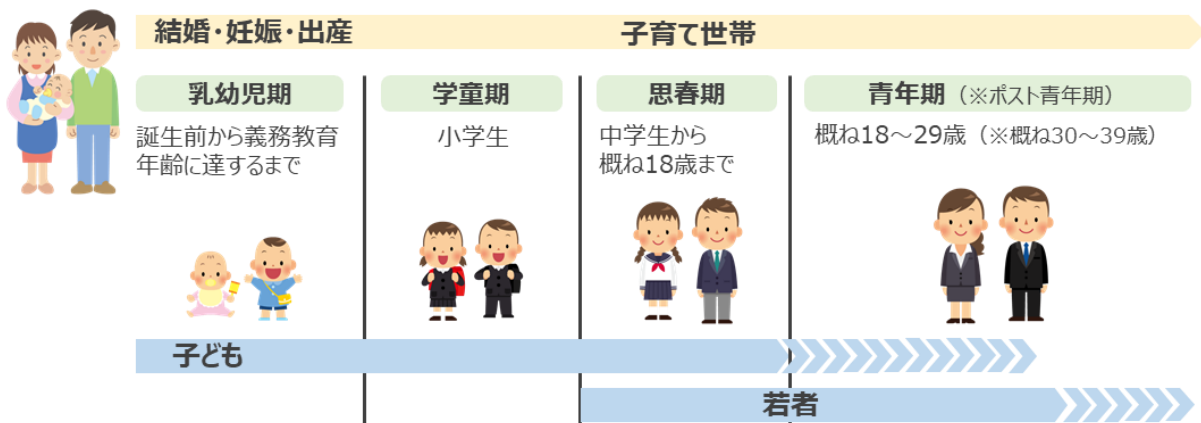
本計画の期間は、令和9年度から令和11年度までの3年間とします。

※ 子ども・子育て支援法において、市町村は1期5年の子ども・子育て支援事業計画を定めるものとされていることから、現行の第3期京丹後市子ども・子育て支援事業計画の終期に合わせて策定します。

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
【国】こども大綱 ※令和5年12月策定				見直し (予定)			
第3次総合計画				見直し			
こども計画					見直し		
第3期子ども子育て支援事業計画 計画期間 R7～R11							

4 計画の対象

- 生まれる前から概ね30歳未満の子ども・若者
(施策によっては概ね39歳までのポスト青年期の者を含む)
- 子育て当事者、子育て支援を市と連携・協力して行う企業、団体、地域等



■ 本計画における「子ども」「若者」の区分について

本計画における「子ども」とは、こども基本法の考え方を踏まえ、年齢で一律に区切るのではなく、「心身の発達過程にある者」とし、必要な支援が特定の年齢で途切れることなく提供できるよう努めます。

「若者」については、こども大綱の考え方を踏まえ、主に思春期及び青年期(概ね18歳から概ね30歳未満。施策によってはポスト青年期を含む。)にある者として整理しますが、思春期から青年期にかけて「子ども」と重なり合う部分があります。このため、青年期以降が主な対象に入ることを明確にする場合には、分かりやすく示すという観点から、法令の規定を示す場合を除き、特に「若者」の表現を用います。

■ 「子ども」の表記について

本計画における「子ども」の表記は、本市の他の公用文との整合を図るため、本文中の一般的な表記は、原則として「子ども」とします。ただし、組織名、事業名など特定の固有名詞や法令等に基づく表記については、それぞれの正式名称に従い、平仮名の「こども」を用います。

※ その他、計画名や基本理念など、こども基本法、こども大綱を踏まえた象徴的な表現として、平仮名の「こども」を用いている場合もあります。



第2章

子ども・若者、子育て家庭を 取り巻く現状・課題



1 アンケート調査等の概要

本章では、人口統計や各種アンケート調査、出前講座等をもとに、京丹後市の子ども、子育て家庭等を取り巻く現状や声を整理します。

なお、各調査の詳細な集計結果等については、第7章の資料編に掲載します。

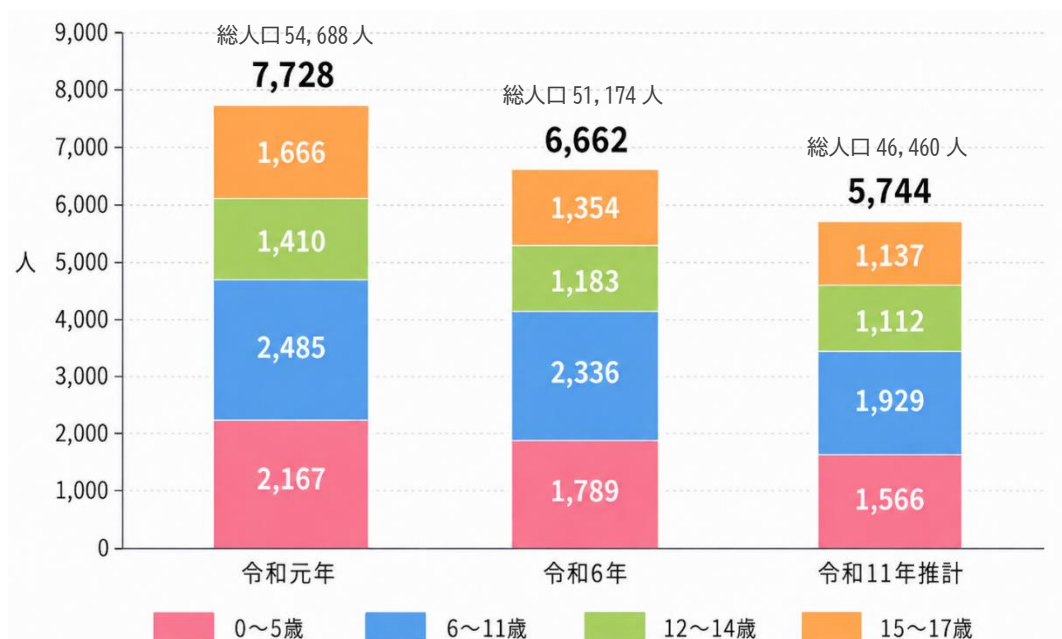
■ アンケート調査等の概要

区分	実施時期	対象	実績	主な内容
保護者ニーズ調査 ※第3期子ども・子育て支援事業計画策定時に実施	令和6年2月～3月	就学前児童・小学生のいる家庭	就学前 配布 1,472 件 回答 819 件 小学生 配布 500 件 回答 226 件 計 1,045 件	子育て家庭の状況、相談、遊び場、両立支援等
子どもアンケート	令和7年9月～10月	小学5・6年生 中学生 高校生	小学生 配布 786 件 回答 458 件 中学生 配布 1,116 件 回答 966 件 高校生 配布 977 件 回答 811 件 計 2,235 件	権利、悩み、相談、居場所、意見表明
出前講座	令和7年7月～12月	小学5・6年生 中学生 高校生	小学校 5校 211人 中学校 6校 359人 高校 1校 15人 計 585人	まちのよさ、課題、まちづくりのアイデア
配慮や支援を必要とする子どもの保護者アンケート	令和8年5月～6月	配慮や支援を必要とする子どもの保護者	就学前 29 件 小学生 19 件 中学生 2 件 高校生年代 0 件 18歳以上 2 件 計 52 件	居場所、体験活動、家族負担、災害時不安、支援ニーズ

2 京丹後市の人口推移・推計

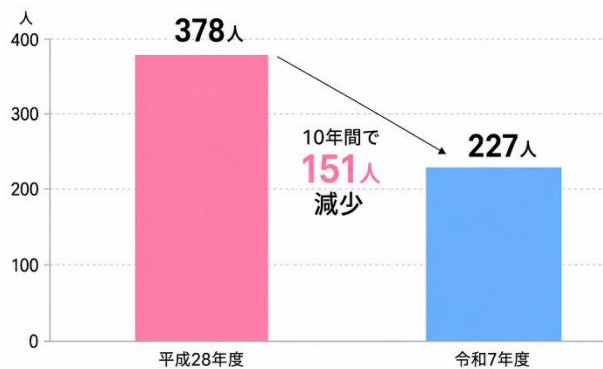
- 総人口の減少とともに、0歳から17歳の子ども人口についても減少が続いており、令和11年には5,744人となる見込みです。
- 出生数は10年間で151人減少しています。
- 10歳代の転出超過数に対して20歳代の転入超過数が占める割合を示す「若者回復率」は2015年から2020年にかけては19.4%となっています。

■ 子ども人口の推移・推計



資料:住民基本台帳(4月1日現在) 推計値は住民基本台帳をもとにコホート変化率法により算出

■ 出生数の変化



資料:住民基本台帳

■ 若者回復率

10歳代の転出超過数に対して20歳代の転入超過数の占める割合

2005→2010	26.5%
2010→2015	27.1%
2015→2020	19.4%

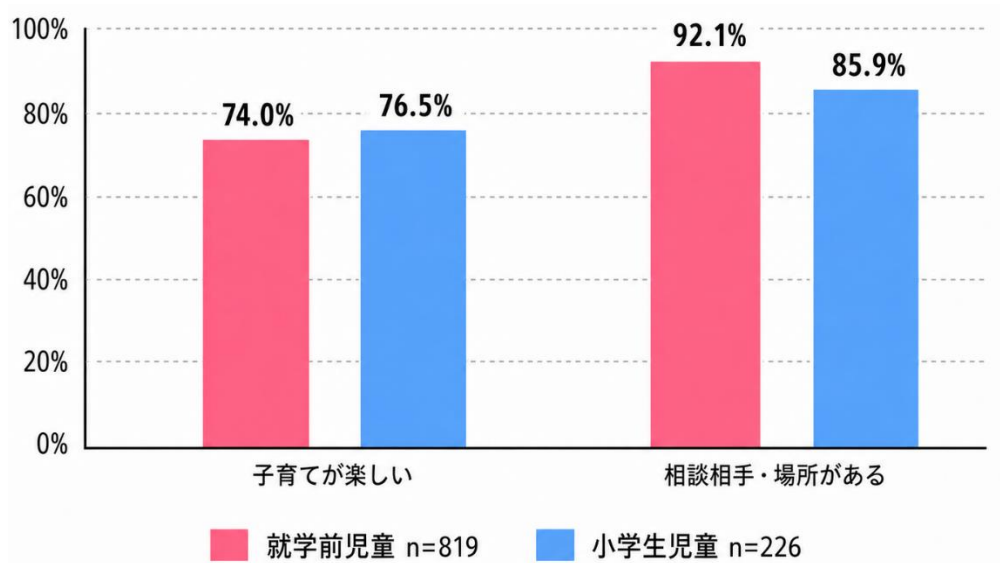
資料:国勢調査数値から算出

3 ニーズ調査結果からみる子どもと子育て家庭の状況

(1) 子育ての実感と相談・支援のつながり

子育てを「楽しい」と感じる保護者は多く、また、相談相手や相談場所が「いる・ある」と回答した割合も高くなっています。一方で、不安や負担を感じている家庭、相談先や身近な支援につながりにくい家庭も一定数あります。

■ 子育て実感と相談状況

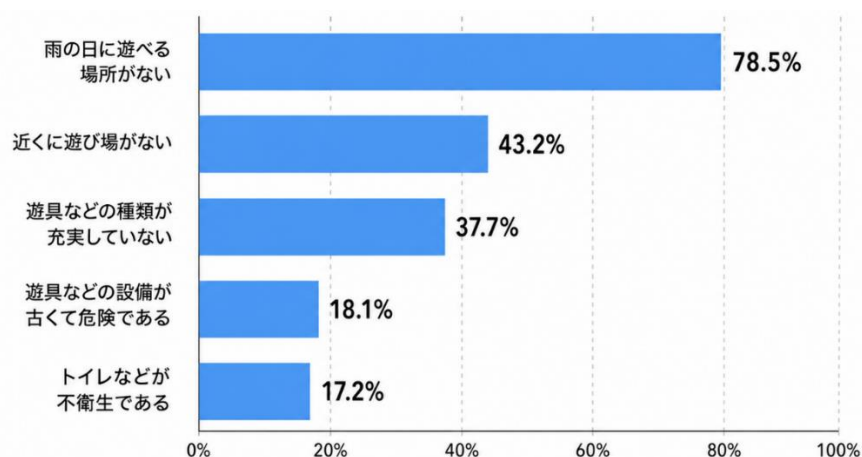


(2) 遊び場へのニーズ

子どもの遊び場で困ること・困ったことについては、「雨の日に遊べる場所がない」が約8割と最も高く、前回調査より11ポイント増加しています。次いで「近くに遊び場がない」「遊具などの種類が充実していない」等が高く、それぞれ前回の調査より増加しています。

■ 遊び場で困ること・困ったこと

(上位5項目・複数回答・就学前児童 n=819)

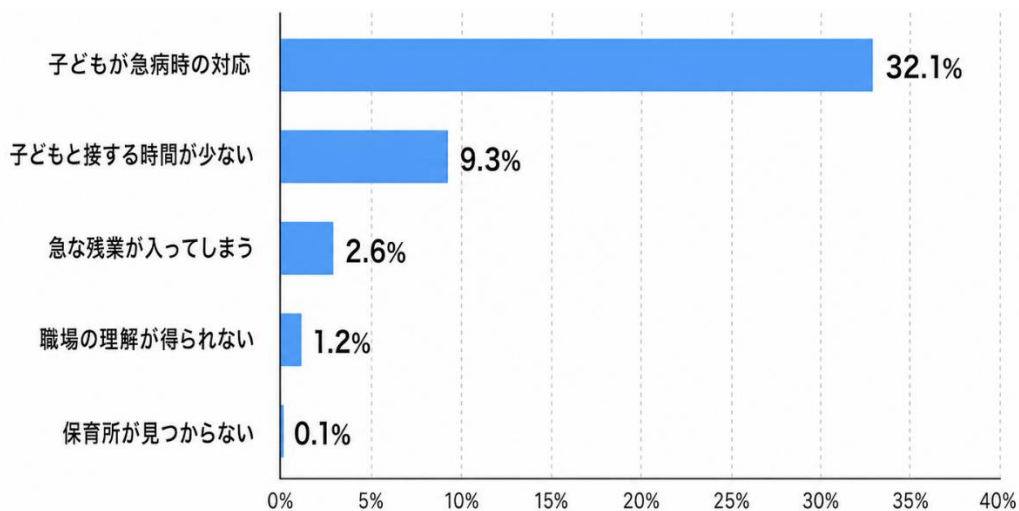


(3) 仕事と子育ての両立

就学前児童で、仕事と子育てを両立する上で大変だと感じることは、「子どもが急病時の対応」が 32.1%と最も高くなっています。次いで「子どもと接する時間が少ない」が 9.3%で、前回調査と比べると 9.8 ポイント減少しています。

■ 仕事と子育ての両立で大変だと感じること

(上位 5 項目・複数回答・就学前児童 n=819)

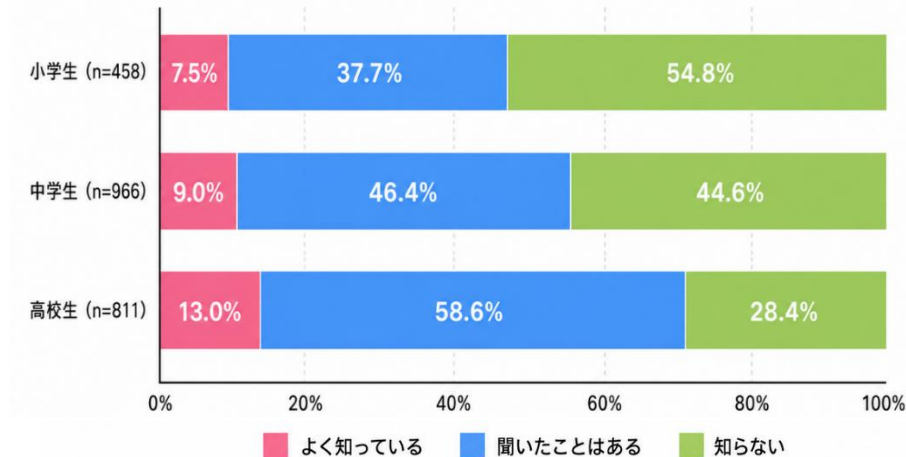


4 子どもアンケートからみる子どもの状況

(1) 子どもの権利の認知

子どもの権利の認知状況をみると、学齢が上がるほど認知は高まる傾向が見られました。小学生では「知らない」が最も多く、中学生・高校生では「聞いたことはある」が中心でした。一方で、「よく知っている」は各校種とも 13%以下にとどまっており、権利を日常生活の中で実感できるような理解促進が必要です。

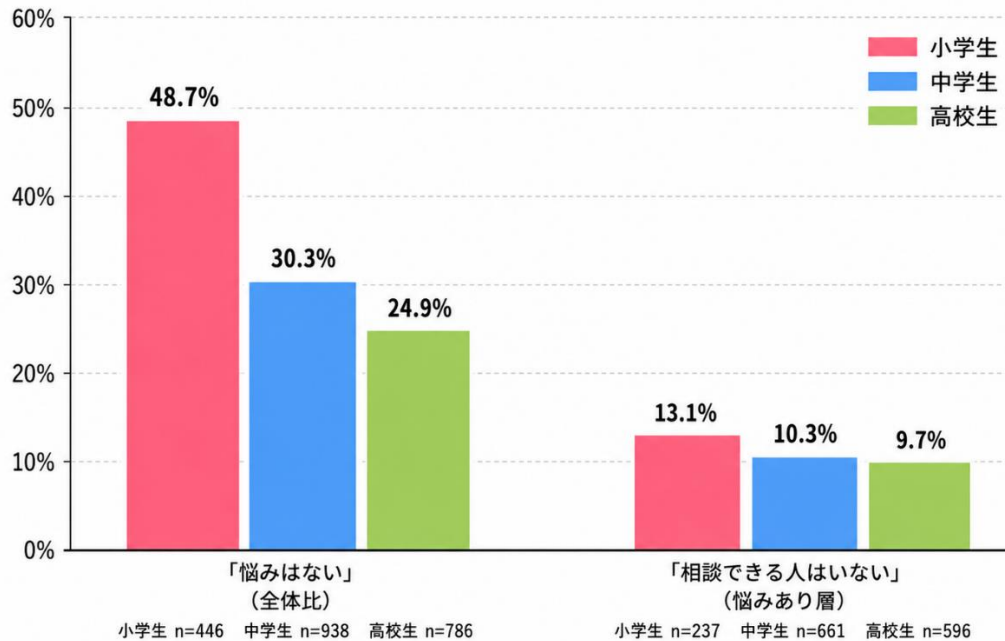
■ 子どもの権利の認知状況



(2) 悩みや困りごと、相談相手

高校生は「悩みはない」が 24.9%と全校種で最も低い一方、「相談できる人はいない」も 9.7%(約 58 人)となっています。悩みが多様化・深刻化する高校期に相談先がない層への支援が特に重要です。

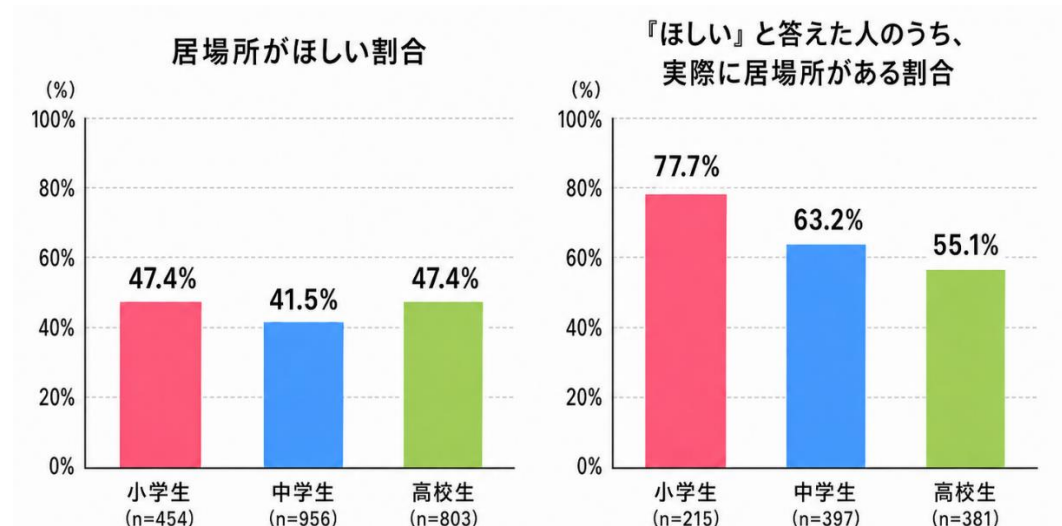
■ 「悩みはない」と「相談できる人はいない」の比較



(3) 家・学校以外の居場所に関するニーズ

家や学校以外に「ここに居たい」「居心地がよい」と感じる場所がほしいと答えた割合は、小 47.4%・中 41.5%・高 47.4%でした。一方で、そのような場所が「ある」と答えた割合は、居場所を「ほしい」と答えた人のうち、小 77.7%・中 63.2%・高 55.1%であり、学齢が上がるほど低下しています。

■ 居場所ニーズと充足状況

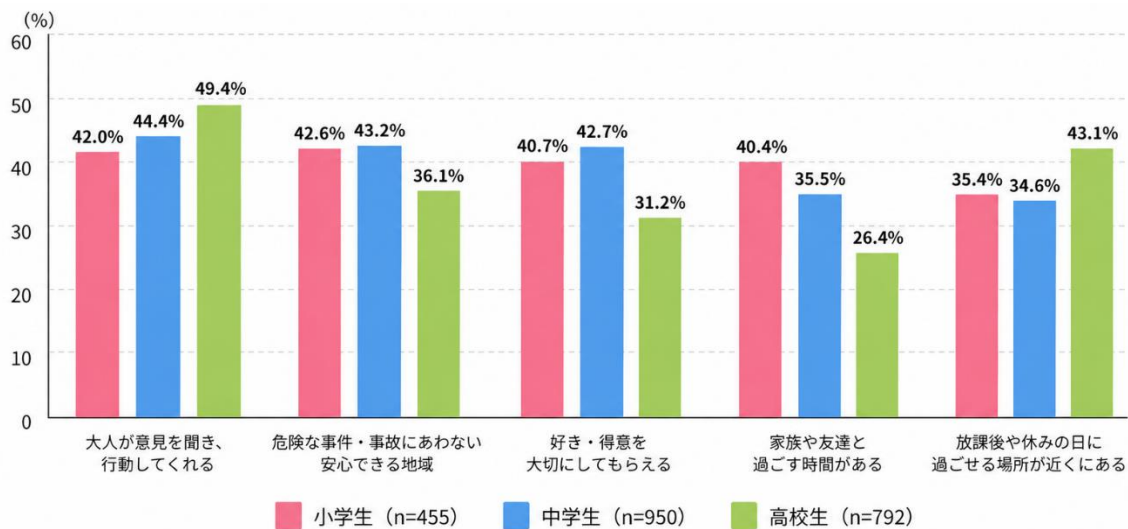


(4) 「こどもまんなかのまち」のイメージ

「こどもまんなかのまち」のイメージは校種によって重点が異なります。小学生では「危険な事件・事故にあわない安心できる地域」が最多であるのに対し、中学生・高校生では「大人がこどもや若者の意見をしっかり聞いて、まちをよくするために行動してくれる」が最上位となっています。学齢が上がるにつれて、安全・安心に加え、参加や意見反映への期待が高まっていることが伺えます。

■ 「こどもまんなかのまち」と聞いてイメージすること

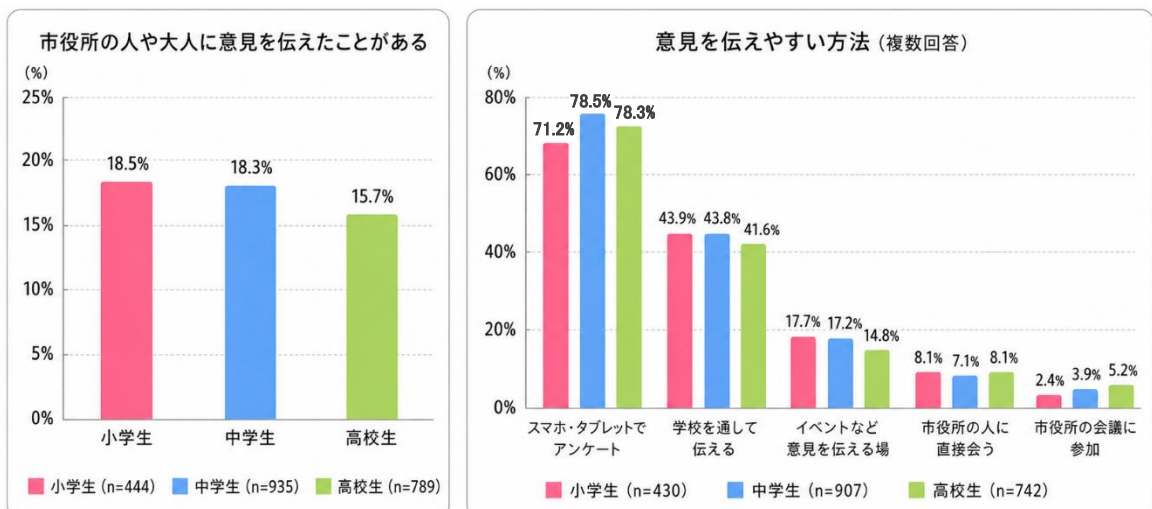
(上位5項目・複数回答)



(5) 意見表明の経験と伝えやすい方法

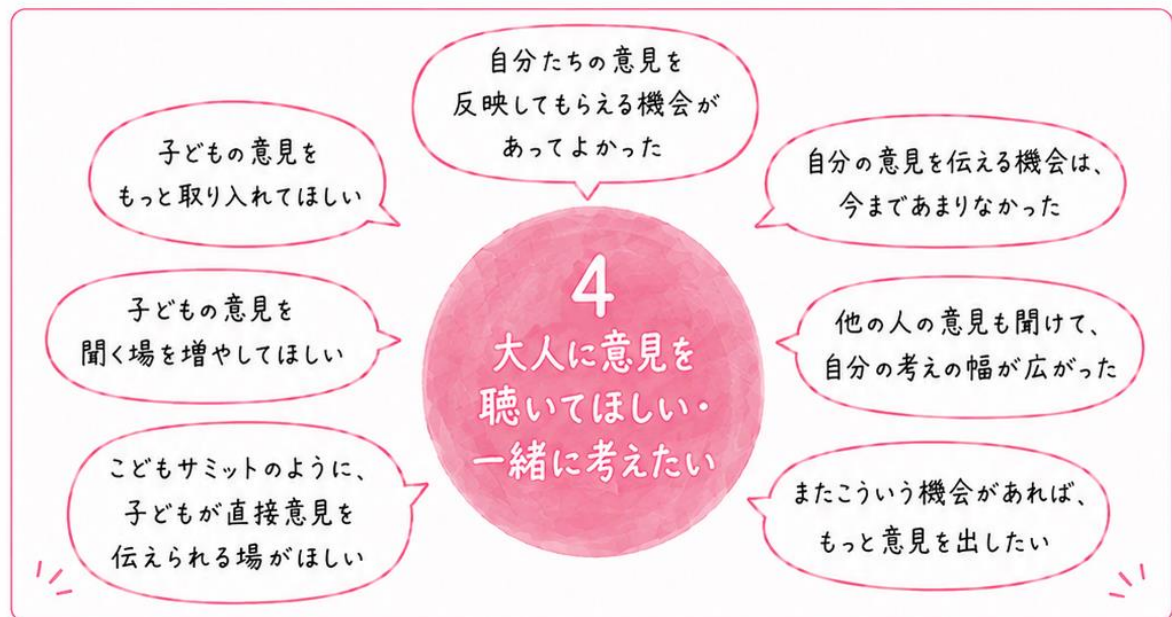
市や大人に意見を伝えたことがある割合は、小 18.5%・中 18.3%・高 15.7%と、いずれの校種でも 2 割未満にとどまっています。一方で、意見を伝えやすい方法としては、「スマホやタブレットでアンケートに答える」が全校種で最も多く、小 71.2%・中 78.5%・高 78.3%となりました。

■ 意見を伝えた経験と伝えやすい方法



5 出前講座で寄せられた子どもの声





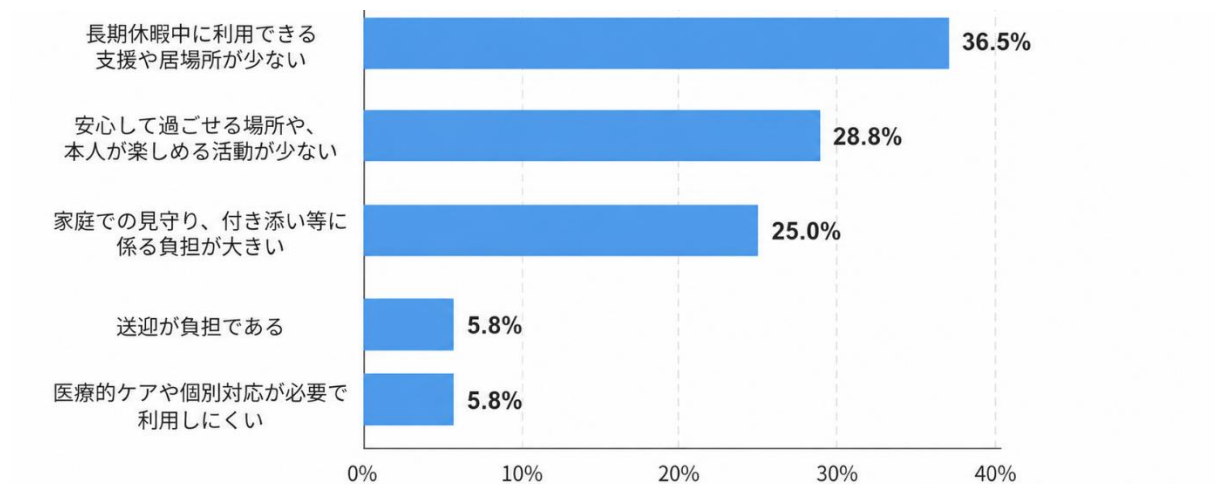
6 配慮や支援を必要とする子どもと家庭の状況

(1) 放課後・休日・長期休暇の過ごし方

放課後・休日・長期休暇の過ごし方について、「長期休暇中に利用できる支援や居場所が少ない」が 36.5%、「安心して過ごせる場所や、本人が楽しめる活動が少ない」が 28.8% となっており、安心して過ごせる場や活動機会の確保が求められています。

■ 放課後・休日・長期休暇の過ごし方で困っていること

(上位 5 項目・複数回答・n=52)

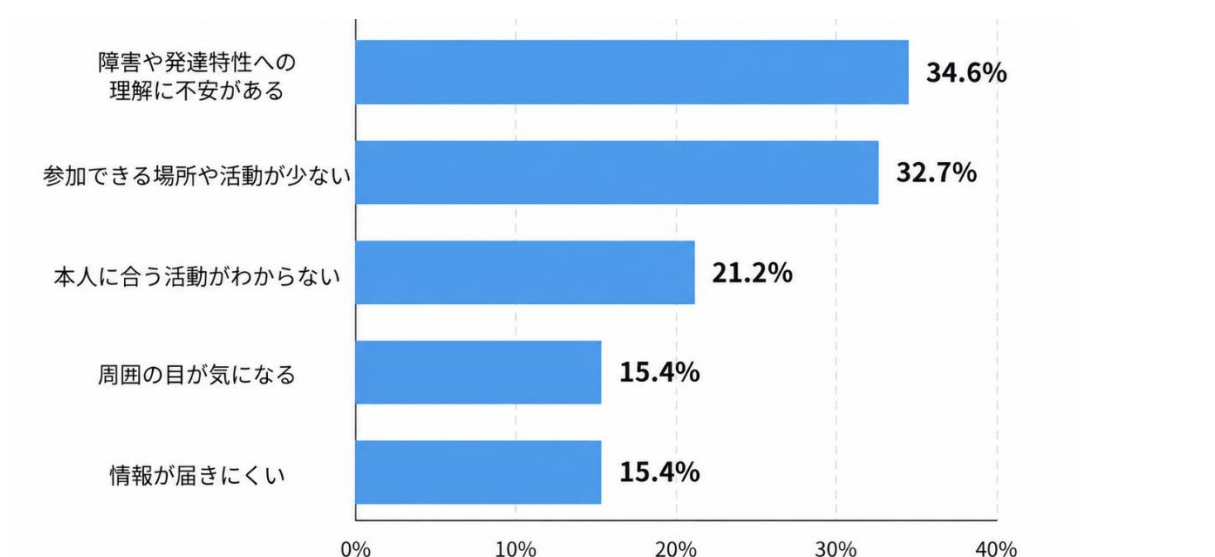


(2) 遊び・体験・地域活動への参加

遊び・体験・地域活動への参加では、「障害や発達特性への理解に不安がある」が 34.6%、「参加できる場所や活動が少ない」が 32.7% となっており、地域の理解や本人に合った活動への参加しやすさが課題となっています。

■ 遊び・体験・地域活動に参加する際の困りごと

(上位 5 項目・複数回答・n=52)

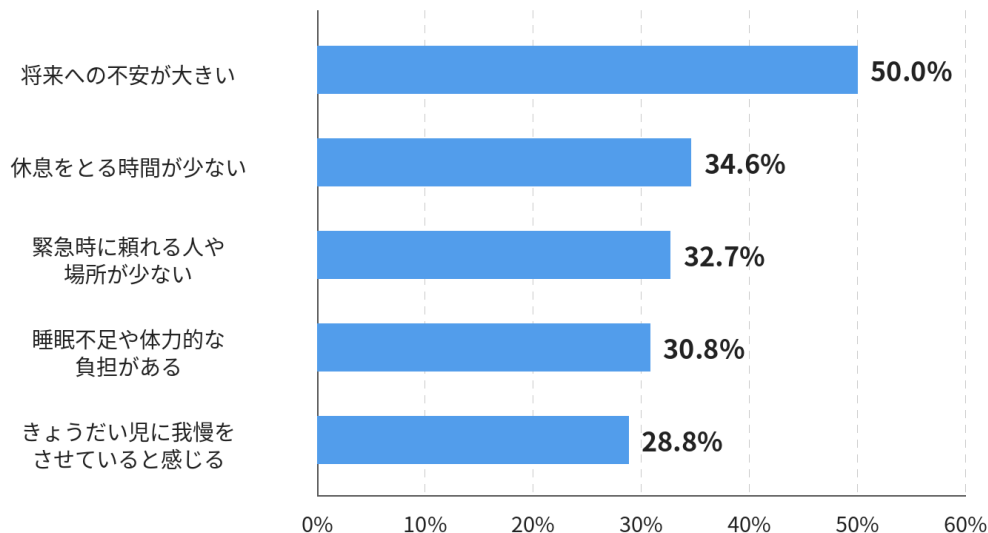


(3) 保護者・家族の負担

保護者・家族の負担では、「将来への不安が大きい」が50.0%と最も高く、「休息をとる時間が少ない」が34.6%、「緊急時に頼れる人や場所が少ない」が32.7%となっています。子ども本人への支援に加え、保護者やきょうだい児を含めた家族全体への支援が必要です。

■ 保護者・家族が感じている負担

(上位5項目・複数回答・n=52)

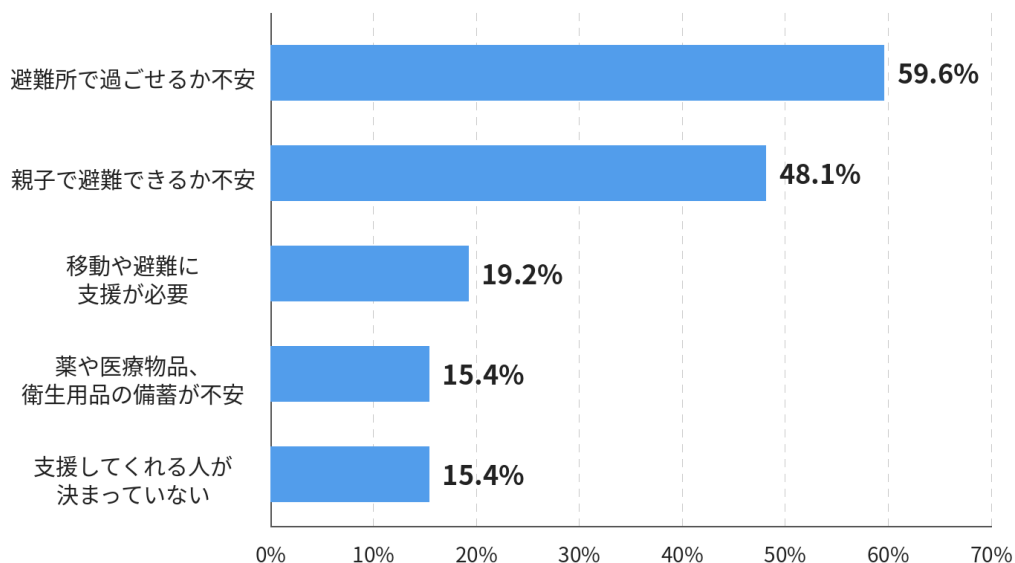


(4) 災害時の不安

災害時の不安では、「避難所で過ごせるか不安」が59.6%、「親子で避難できるか不安」が48.1%となっており、個別の状況に応じた避難支援や備えが求められています。

■ 災害時の不安

(上位5項目・複数回答・n=52)

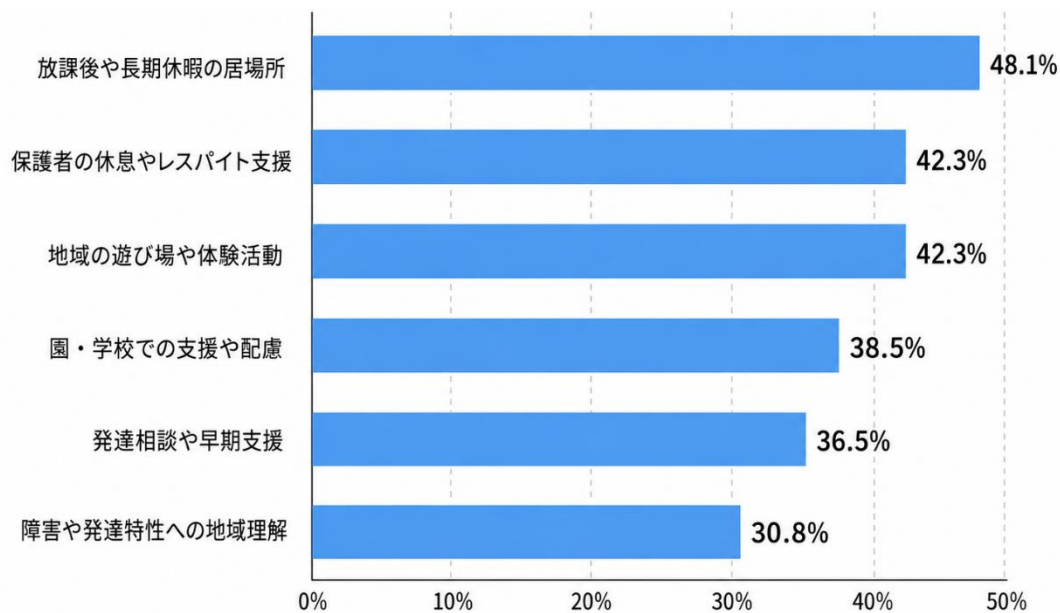


(5) 今後、特に充実してほしい支援

今後、特に充実してほしい支援としては、「放課後や長期休暇の居場所」が 48.1%、「保護者の休息やレスパイト支援」と「地域の遊び場や体験活動」がそれぞれ 42.3%となっており、居場所、体験機会、家族支援を一体的に進めていくことが重要です。

■ 今後特に充実してほしい支援

(上位 6 項目・複数回答・n=52)



(6) 自由記述

- 長期休暇や土日祝に利用できる預かりがあると助かる
- 安心して遊べる場所が少ない
- 就学先を決めるまでの流れや相談先が分かると安心できる
- 通常学級でも、必要な支援を受けられるようにしてほしい
- 診断名だけでは分からない困りごとにも理解がほしい
- 本人だけでなく、保護者やきょうだい児への支援も必要
- 送迎や通院の負担が大きい
- 学校を出た後の暮らしや、将来の生活が不安
- 今ある支援に助けられているので、続けてほしい

7 まとめ

各種統計や調査、出前講座で寄せられた声などを踏まえると、本計画では次のことが求められます。

- **子ども一人ひとりが安心して育つ環境づくり**

人口減少や出生数の減少が進む中でも、子ども一人ひとりを大切に、安心して育ち、学び、遊び、体験できる環境を整えること。

- **身近な遊び場や居場所の確保**

天候や家庭環境に左右されず、子ども・若者が安心して過ごせる遊び場や居場所を確保すること。

- **子ども・若者の声を聴き、反映する仕組みづくり**

子ども・若者が意見を伝えやすい機会をつくり、その声をまちづくりや施策に活かす仕組みを整えること。

- **悩みや困りごとを相談しやすい環境づくり**

子ども・若者や家庭が、困ったときに一人で抱え込まず、相談先や必要な支援につながれるようにすること。

- **子育て家庭への切れ目ない支援**

妊娠・出産期から子育て期まで、家庭の状況に応じて、相談、経済的支援、仕事と子育ての両立支援などを切れ目なく進めること。

- **配慮や支援を必要とする子どもと家庭への支援**

放課後や長期休暇の居場所、園所・学校での支援、遊びや体験活動への参加、保護者やきょうだい児を含めた家族全体への支援を進めること。

- **地域とのつながりと将来への希望づくり**

子ども・若者が京丹後市のよさを知り、地域と関わりながら、自らの将来やまちの未来を前向きに考えられる機会をつくること。

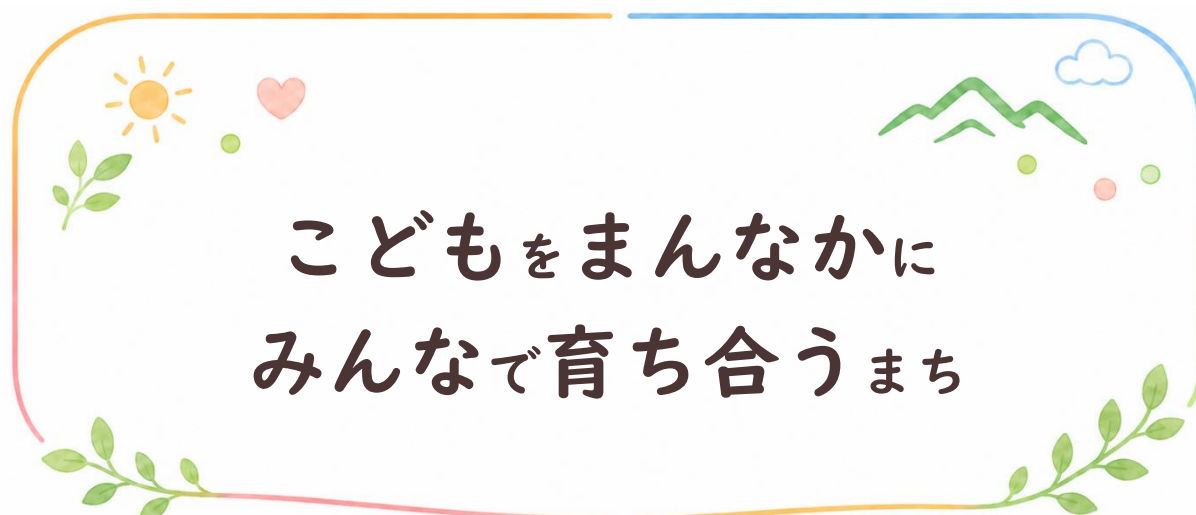


第3章

計画の基本的な考え方



1 基本理念



子どもが「こどもまんやか」と聞いて思い浮かべるまちの姿は、一人ひとり少しずつ違います。事件や事故にあわず、安心して過ごせること、家族や友達と過ごす時間がたくさんあること、楽しく過ごせる居場所や遊び場があること、困ったときに助けてもらえること、大人が子どもの意見を聴き、まちをよくするために行動してくれること——。

そこには、一人ひとりの願いや希望が込められています。本市では、それぞれの声を大切に受け止め、誰一人取り残さず、その思いや希望を少しずつ形にしていけることを大切にします。

また、子どもは、支えられるだけの存在ではありません。

本計画の策定にあたり実施した出前講座では、子どもたちから、まちのために「自分も協力したい」「自分にできることを考えたい」といった声が寄せられました。子どもも地域の一員であり、まちの未来をともにつくるパートナーとして捉えることが重要です。

そして、子どもの育ちや子育ては、家庭だけで抱えるものでもありません。家庭、認定こども園・保育所、学校、地域、関係機関、団体、事業者、行政が、それぞれの立場で子どもを支え合うことが大切です。

その中で、子どもの声や姿から、大人も学び、気づき、地域も変わっていきます。子どもが育つことは、まちが育つことでもあり、子どもを支えることは、みんながともに育ち合うことにつながります。

このような思いから、本計画の基本理念を「こどもをまんやかに、みんなで育ち合うまち」とします。

2 4つの基本目標

基本理念の実現に向けて、計画の対象である子ども・若者、子育て家庭等が、どのような状態で暮らせるまちを目指すのか、4つの基本目標として示します。

1

基本目標 1

自分らしく育つ

一人ひとりが安心して過ごせる居場所を持ち、自分らしく学び、遊び、成長し、自分の思いや考えを安心して伝えられるまちを目指します。



2

基本目標 2

安心して子育てできる

妊娠・出産期から子育て期まで、必要な支援やサービスにつながりながら、安心して子育てでき、子育ての喜びを感じられるまちを目指します。



3

基本目標 3

困ったときに支援につながる

悩みや困りごとを一人で抱え込まず、周りの大人や地域、専門機関など、必要な相談や支援につながる事ができるまちを目指します。



4

基本目標 4

希望する未来を選び実現できる

子ども・若者が一人ひとりの価値観や生き方を尊重されながら、学び、仕事、結婚、妊娠・出産、子育て、地域活動など、希望する将来や暮らしを選び、実現できるまちを目指します。



3 計画体系図

基本理念	基本目標	基本施策
こどもをまんなか みんなでき育ち合うまち	1 基本目標 1 自分らしく育つ	<基本施策> 1-1 こどもまんなかのまちづくり 1-2 心と体の健やかな育ちの支援 1-3 安心して学び、成長できる環境づくり 1-4 子どもの遊び場・居場所づくりと学び・体験機会の充実 1-5 安心・安全に過ごせる生活環境づくり
	2 基本目標 2 安心して子育てできる	<基本施策> 2-1 妊娠期から子育て期までの相談支援と情報提供 2-2 幼児期の教育・保育の充実 2-3 多様な子育て支援サービスの充実 2-4 子育てに係る経済的負担の軽減 2-5 家庭と仕事、暮らしの両立支援
	3 基本目標 3 困ったときに支援につながる	<基本施策> 3-1 早期把握と相談支援につなぐ体制づくり 3-2 児童虐待防止対策とヤングケアラー支援体制の強化 3-3 不登校、いじめ、生きづらさを抱える子ども・若者への支援 3-4 生活上の困難を抱える家庭への支援 3-5 障害や発達特性、医療的ケア等に応じた支援
	4 基本目標 4 希望する未来を選び実現できる	<基本施策> 4-1 若者の学び・仕事・暮らしを支える 4-2 結婚・妊娠・出産の希望を叶える 4-3 まちづくりへの参画と挑戦を支える



第4章

施策の展開



基本目標1 自分らしく育つ

1-1 こどもまんなかのまちづくり

① 施策の方向

一人ひとりのいのちと尊厳を大切に、子どもにとって何が最もよいかを子どもとともに考える「こどもまんなか」のまちづくりを進めます。子どもをはじめ、市民一人ひとりが、いのちの尊さや子どもの権利について学ぶ機会をつくるとともに、子どもの声を聴き、まちづくりに活かします。

② 取組の柱

1 こどもまんなかのまちづくりに向けた機運の醸成

子どもをはじめすべての人のいのちと尊厳を大切に、子どもをまちの未来とともにつくる存在として捉え、その思いや意見、主体性を尊重する「こどもまんなか」の意識をまち全体に広げるため、周知啓発に取り組みます。

また、子どもが自らの権利について知り、学べるよう、分かりやすい情報提供と学習機会の充実を図ります。

京丹後市 いのちとこどもまんなかの日・週間

京丹後市こどもまんなかのまちづくり条例に定める11月20日の「いのちとこどもまんなかの日」及び同日を含む「いのちとこどもまんなか週間」を、子ども・若者をはじめ、市民一人ひとりが、いのちの尊さや子どもの権利について学び、考え、行動する機会とし、関係機関、団体と連携したさまざまな取組を展開します。

2 子どものいのちと尊厳を守る環境づくり

いじめや児童虐待をはじめ、広く子どものいのちと尊厳の侵襲・侵害の防止と早期把握に努め、関係機関と連携して適切に対応します。

また、子どもが安心して相談し、必要な支援につながる環境を整えます。

3 子ども・若者の声を聴き、施策に活かす仕組みづくり

アンケート、出前講座、ワークショップ、審議会への参加等を通じて、子どもが意見を表明できる機会を確保するとともに、その意見を施策やまちづくりに活かし、反映内容や検討結果を分かりやすく伝えます。

基本目標1 自分らしく育つ

1-2 心と体の健やかな育ちの支援

① 施策の方向

子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、乳幼児期から学童期、思春期、若者期まで、心と体の健康づくり、食育、健診・予防、医療体制の充実を切れ目なく進めます。家庭、認定こども園・保育所、学校、医療機関等が連携し、健康や発達に関する課題の早期把握と必要な支援につなげます。

② 取組の柱

1 学校保健の充実

思春期における性の問題に対応するため、子どもの発達段階を踏まえつつ、性に関する正しい知識と健全な意識を育むとともに、性感染症等の各種感染症の予防に関する知識の普及を図り、性教育を実施します。また、喫煙や薬物等の有害性に関する知識普及等を図ります。

2 家庭・園・学校における食育の推進

乳幼児健診、離乳食教室、地域子育て支援センター等における講話・相談等を通じ、家庭での食育を支援します。また、認定こども園・保育所、学校では、「食育月間」「食育の日」の普及・啓発と、幼児期から思春期までの発達段階に応じた食育を行うとともに、給食食材の地産地消を進めます。

3 健診・疾病予防と早期支援の充実

乳幼児健康診査を通じて、疾病・障害の早期発見、受診勧奨、保健指導、相談対応を行い、関係機関と連携して育児不安の解消・虐待防止、未受診児の把握・支援に取り組みます。また、妊娠期からのう歯予防の啓発、乳児期以降のフッ化物活用、予防接種、疾病情報の提供、事故防止・発生時対応の知識普及を進めます。

4 周産期・小児医療体制の充実

市立弥栄病院を周産期医療の拠点として、専門医の確保や医療機器の充実を図り、周産期における一貫性のある医療体制を確保します。また、周産期医療センター等への迅速・円滑な広域搬送の体制を整えます。さらに、市立病院と地域医療機関等との連携により小児医療体制の充実を図るとともに、かかりつけ医・歯科医の普及啓発、救急相談窓口等の周知を進めます。

基本目標1 自分らしく育つ

1-3 安心して学び、成長できる環境づくり

① 施策の方向

すべての子どもが、安心して質の高い教育・保育を受け、自分らしく成長できる環境づくりを進めます。また、認定こども園・保育所から小学校、中学校まで、子どもの育ちと学びが切れ目なくつながるよう、保幼小中一貫教育を推進します。

② 取組の柱

1 認定こども園・保育所及び小学校の連携体制の整備

子どもの健やかで一貫性のある指導を確保するため、認定こども園・保育所及び小学校の円滑な接続のための架け橋期(5歳児から小学校1年生の2年間)カリキュラムの作成やスタートカリキュラムの充実等を一層推進していきます。また、幼児と児童の交流機会づくりや、小学校との合同研修の実施等、認定こども園・保育所、小学校の積極的な連携を図ります。

2 保幼小中一貫教育の推進

就学前から中学校修了までの子どもの育ちを見据え、保幼小中一貫教育の推進体制を継続します。今、求められている学力についても、幼児期の主体的な「遊び」の中にある探究的な学びの要素を大切にしながら小学校以降の学びへとつなぎ、ICTを効果的に活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「探究」を一つのキーワードとした授業改善を進めます。

3 学園ごとの学校(園)運営協議会の推進

学校等、家庭、地域が協働する「横の連携」を深めるため、本市では、学園を単位とした「学校(園)運営協議会」を設置しています。目指す子ども像や教育のビジョンを共有し、学園の教育目標の実現に向けた協働体制を更に整備していくことができるよう、本協議会のより一層の機能化を図ります。

4 「丹後学」の充実

市内の全小・中学校で、「総合的な学習の時間」を中心に、地域の「人・環境・文化・産業」をテーマとした学習活動(「丹後学」)に取り組みます。その実施に際しては、地域や家庭、企業との連携・協働により、地域産業や地域資源に触れる機会を広げ、郷土への愛着と誇りを育むとともに、より一層子どもたちが主体となった探究的な学びを充実させます。

基本目標1 自分らしく育つ

1-4 子どもの遊び場・居場所づくりと学び・体験機会の充実

① 施策の方向

すべての子どもが遊びや人との関わりを通じて、健やかに育つことができるよう、安心して遊び、自分らしく過ごせる遊び場・居場所の充実を図ります。また、一人ひとりの個性や興味・関心を大切に、主体性や創造性を豊かに育む多様な学び・体験の機会を広げます。

② 取組の柱

1 自分らしく遊び、学び、成長できる場の早期確保・充実

子ども・保護者のニーズやこれまでの取組の検証を踏まえ、天候に左右されず安心して遊べる場を早期に確保します。地域団体等が開設する遊び場や居場所と補完し合いながら、市内全域に継続して遊びの機会を届けられるよう、持続可能な提供体制のあり方を検討します。

また、子ども一人ひとりの個性や興味・関心を伸ばし、主体性や創造性を豊かに育み、自分らしく成長できるよう、遊び場と図書館との機能連携を進めるとともに、図書館における魅力ある学びの環境の充実を図ります。

2 地域における多様な居場所と体験機会の充実

すべての子どもが身近な地域で安心して自分らしく過ごせるよう、地域団体等による多様な居場所づくりを促進します。また、文化・スポーツ、地域活動、伝統行事等を通じた多世代交流や体験機会を広げ、地域全体で子どもの育ちを支えます。

3 身近な遊び場と放課後の安全な居場所の確保

子どもが地域で安心して遊び、交流できるよう、学校の校庭の開放や公民館の活用、公園等の遊具の適正管理を行います。また、子どもが放課後を安心・安全に過ごせるよう、放課後児童クラブの充実を図るとともに、放課後こども教室は放課後児童クラブと一体的運営または連携ができるよう実施します。

基本目標1 自分らしく育つ

1-5 安心・安全に過ごせる生活環境づくり

① 施策の方向

子どもや子育て家庭が安全に外出し、安心して暮らせるよう、道路・公共施設、通学路等の環境整備と、地域ぐるみの防犯・交通安全対策を進めます。また、災害時にも必要な情報と支援が届く体制を整えます。

② 取組の柱

1 道路・公共施設等のバリアフリー化の推進

子どもや子育て家庭、障害のある子ども、妊産婦等が安心して外出できるよう、道路や公共施設等のバリアフリー化を進め、誰もが移動しやすく、施設を利用しやすい環境を整えます。

2 交通安全・通学路の安全対策の推進

子どもを交通事故から守るため、関係機関と連携し、道路交通環境の整備や参加・体験・実践型の交通安全教育、チャイルドシート・自転車の安全利用の啓発を進めます。また、通学路の合同点検と必要な安全対策により、登下校時の安全を確保します。

3 地域ぐるみの防犯対策の推進

市民、事業者、地域団体、警察等と連携し、防犯教育や犯罪情報の提供、あいさつ・声かけ、立ち番や防犯パトロール等を通じて、地域ぐるみの見守りを進めます。また、防犯灯の設置、「こども110番の家」の協力者確保、防犯活動団体間の情報共有・連携を進めます。

4 災害時における子ども・子育て家庭への支援

災害時に、子ども、妊産婦、子育て家庭が取り残されないよう、分かりやすい情報提供、避難支援、避難所での配慮を進めます。特に、障害や発達特性、医療的ケア等により配慮を必要とする子どもに必要な支援が届くよう、平時から関係機関との連携体制を整えます。

基本目標2 安心して子育てできる

2-1 妊娠期から子育て期までの相談支援と情報提供

① 施策の方向

妊娠・出産・子育てに関する不安や悩みを抱え込むことなく、必要な支援につなげられるよう、妊娠期から子育て期まで切れ目のない相談支援と情報提供を行います。こども家庭センターを中心に、保健、福祉、医療、教育等が連携し、子どもと家庭に寄り添った支援を進めます。

② 取組の柱

1 妊婦・産婦健康診査と妊娠期からの支援

安全な妊娠・出産と産後の健康を支えるため、妊婦健康診査・産婦健康診査の受診勧奨と費用助成を行い、全員受診を目指します。また、妊娠届出時に保健師等が面接し、不安や悩みに応じた情報提供や助言、サポートプランの作成により、早期から継続して支援します。

2 訪問・相談事業と産前産後支援の実施

妊娠・出産・育児に関する不安を解消するとともに、子育ての孤立化を防ぐため、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を保健師等が訪問するとともに、養育支援が必要な家庭には継続的に相談、指導、助言等を行います。また、パパママ教室、子育て期の赤ちゃんサロン、パパ＆ベビーサロンなどの産前産後サポート事業や産後ケア事業の充実を図ります。

3 こども家庭センターを中心とした相談支援の充実

こども家庭センターを中心に、地域子育て支援センター、児童家庭支援センター、保健所等との連携を強化し、身近な地域で気軽に相談できる体制を整えます。また、専門的な相談員を配置し、妊産婦、子育て家庭、子どもの状況に応じた包括的・継続的な支援を行います。

4 子育て情報の発信と行政手続の利便性向上

予防接種や子育て支援事業・制度、相談窓口等について、子育て支援アプリ「はぐたん」、情報誌・パンフレット、市公式LINE、「子育て応援サイト」等の媒体や、子育て事業、サークル活動等の機会を活用し、分かりやすく情報を発信します。また、子育てに関する行政手続のデジタル化や内容の見直しを進め、利便性の向上と負担軽減を図ります。

基本目標2 安心して子育てできる

2-2 幼児期の教育・保育の充実

① 施策の方向

すべての子どもが安心して質の高い幼児期の教育・保育を受けられるよう、地域の実情や保育ニーズ、少子化の進行を踏まえた提供体制と環境を整えます。また、職員の確保・育成と運営の質の向上、多様な家庭への支援、地域との交流を通じて、子どもの豊かな育ちを支えます。

② 取組の柱

1 教育・保育の提供体制と環境の整備

「京丹後市保育所再編等推進計画」及び「第2次京丹後市保育所再編等推進計画」に基づき、幼稚園・保育所の再編と認定こども園の整備を進めてきました。これらの計画は完了しましたが、今後も質の高い教育・保育を安定的に提供するため、社会環境の変化や少子化に伴い小規模化している保育所の統廃合を含む施設配置や運営のあり方を検討します。

2 職員の確保・育成と運営の質の向上

質の高い教育・保育を提供するため、保育士や教員等の安定的な確保に努め、全職員を対象とした研修、公開保育等を通じて資質向上を図ります。また、幼保連携型認定こども園の保育教諭については、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方を有することが求められるため、職員の併有を促進します。さらに、自己評価結果を市民に公表することで、運営の改善と信頼性の向上につなげます。

3 外国籍等の子ども・子育て家庭への支援

外国籍等の子どもと保護者が安心して教育・保育を利用できるよう、外国語に対応できる加配職員の確保や通訳機の配備・活用を進めます。また、保護者との円滑なコミュニケーションを図り、それぞれの状況やニーズを丁寧に把握しながら、分かりやすい情報提供と相談支援を行います。

4 地域に開かれた認定こども園・保育所づくり

認定こども園・保育所の行事に地域住民の参加を呼びかけるとともに、園児が地域行事に参加するなど、相互の交流活動を進めます。子どもが地域の人々と関わりながら豊かに育つことができるよう、地域とのつながりを深め、地域に開かれた認定こども園・保育所づくりを進めます。

基本目標2 安心して子育てできる

2-3 多様な子育て支援サービスの充実

① 施策の方向

保護者の就労形態や家庭環境が多様化する中、子どもと家庭の状況に応じ、必要なときに必要な支援を利用できるよう、多様な子育て支援サービスの提供体制を充実します。また、地域子育て支援センターやこども家庭センターを中心に、家庭教育への支援や地域の担い手とのネットワークづくりを進めます。

② 取組の柱

1 多様なニーズに応じた子育て支援サービスの充実

保護者の就労形態や家庭環境の多様化に対応するため、認定こども園・保育所の運営委託等の動向を踏まえ、延長保育、土曜・休日保育、病児・病後児保育等の充実に努めます。また、一時預かりや放課後児童クラブを含め、必要なときに必要なサービスを利用できる提供体制を確保します。

2 地域子育て支援センターの充実

親子や子育てサークルが気軽に集い活動できる場を提供し、子育て相談や情報提供を行うため、地域子育て支援センターの充実に図ります。保護者のニーズに応じて改善・見直しを検討するとともに、地域の子育てサークルやボランティア活動を支援し、担い手の育成と子育て世代の交流を進めます。

3 家庭の教育力の向上

保育士、保健師、栄養士等による育児教室・育児学習を実施し、子育て経験の浅い保護者に子どもとの遊び方や学習について指導します。地域での学習・交流、情報提供、親子のふれあいを大切にした活動も進めます。また、保護者が子どもの思いや意見を受け止め、ともに最も良いことを考えられるよう、学習・相談機会を充実します。

4 子育て支援ネットワークづくり

こども家庭センターにおいて、すべての子どもと家庭に対し、虐待予防対応から個々の家庭に応じた継続的な相談・支援まで切れ目なく対応します。また、地域の子育て支援の担い手や地域資源を把握・発掘・開拓し、各種団体が情報共有や連携・交流を行う場を設け、支援が必要な家庭に適切な支援を届けるネットワークづくりを進めます。

基本目標2 安心して子育てできる

2-4 子育てに係る経済的負担の軽減

① 施策の方向

教育費、保育料、医療費、給食費、妊娠・出産・育児に係る費用など、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、保育、医療、教育、生活支援等の各分野で経済的支援を行います。

② 取組の柱

1 子育て支援サービスの負担の軽減

子ども・子育て支援法の一部改正により令和元年10月から実施された3歳児以降の幼児教育・保育料の無償化に加え、本市独自の第3子以降の保育料原則無償化、認可外保育施設の第3子以降の保育料助成、小学校給食費の無償化、中学校給食費の保護者負担額を200円に統一する取組を継続します。その他の実費負担についても支援を検討します。

2 妊娠・出産・子育てに係る経済的支援

妊娠・出産・子育てにかかる費用の一部を助成します。また、妊婦のための支援給付と妊婦等包括相談支援事業を効果的に組み合わせ、妊娠期から経済面と相談面を一体的に支える伴走型の支援を行います。

3 医療費・就学等に係る経済的支援

子どもの健やかな育成のため、子ども医療費の助成、不妊・不育症治療への給付、未熟児養育医療等の医療費補助を行います。また、経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、就学等の支援事業を周知するとともに、必要な経済的援助を行います。

4 国や京都府の動向を踏まえた経済的支援の検討

子育てに対する経済的支援を望む声が増加する中、国や京都府の制度動向を踏まえ、支援の優先度や取組の効果等を考慮した上で、本市として実施可能な経済的支援を検討します。

基本目標2 安心して子育てできる

2-5 家庭と仕事、暮らしの両立支援

① 施策の方向

保護者が子育てと仕事を両立できるよう、保育サービスや放課後の居場所を確保するとともに、育児休業制度の利用促進、職場への啓発、就労・再就職支援を進めます。また、男女がともに家事・育児を担い、支え合えるよう、男女共同参画と家庭内での役割分担に関する意識づくりを進めます。

② 取組の柱

1 企業や職場の理解・協力の促進

母親が安心して働ける職場環境づくりと父親の積極的な子育て参画を進めるため、育児休業制度の利用促進や長時間労働の抑制について、事業主や企業への啓発と協力の働きかけを行います。また、ワークライフバランスの実現や一般事業主行動計画の策定について、事業主や就業者等への広報・啓発に取り組めます。

2 子育てをしながらの就労や女性の再就職の支援

結婚や出産、育児等のために退職した人が再就職できるよう、地域若者サポートステーションや東京都ジョブパーク等の就労支援機関、ハローワークと連携し、子ども・子育て支援の側面から就労・再就職を支援します。

3 男女共同参画社会の実現

男女がともに子育てや家事と仕事を両立し、支え合うことができるよう、令和8年3月に策定した「第3次京丹後市男女共同参画計画デュエットプランⅢ」に基づき、あらゆる機会を通じた意識づくりや情報提供に取り組み、男女共同参画社会の実現を目指します。

4 家庭内での家事・育児分担の促進

男女の役割を固定的に捉えることなく、子育てや家事・介護をともに担う意識を育み、夫婦それぞれのワークライフバランスを考えるきっかけとなる啓発活動を進めます。また、母子保健事業を通じて、夫婦で協力して子育てをすることの重要性を伝え、父親が主体的に子育てに関わる意識を高めます。

基本目標3 困ったときに支援につながる

3-1 早期把握と相談支援につなぐ体制づくり

① 施策の方向

子どもや子育て家庭の困りごとを早期に把握し、必要な相談・支援につなげるため、家庭、認定こども園・保育所、学校、地域、関係機関、行政の連携を強化します。また、子どもや保護者、女性が身近な地域で安心して相談できる体制を整えます。

② 取組の柱

1 子どもの相談支援体制の充実

いじめや不登校、心の問題について、子どもや保護者が気軽に相談できるよう、スクールカウンセラーや心の教室相談員等を配置するとともに、教育相談の機会を増やし、一人ひとりの状況に応じて必要な支援につなげる相談支援体制の充実を図ります。

2 妊産婦・乳児家庭への訪問・相談事業の推進【一部再掲】

保健師等が妊産婦や乳幼児のいる家庭を訪問し、相談を通じて疾病予防と母子の健康保持増進を図ります。乳児家庭全戸訪問事業では、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭に相談、助言、情報提供を行います。養育支援が必要な家庭には、養育支援訪問事業により相談、指導、助言等を行います。

3 子育てに関する相談体制の充実【一部再掲】

こども家庭センターにおいて、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもを対象に包括的な相談支援を行います。地域子育て支援センター、児童家庭支援センター、保健所等との連携を強化し、身近な地域で相談できる体制を整えるとともに、相談窓口を周知します。また、専門的な相談員を配置し、相談体制と指導内容の充実を図ります。

4 女性専門の相談事業の推進

仕事、夫婦、家庭、子育て、健康、セクハラ、DV等に関する女性の不安や負担を軽減し、安心して生活できる地域づくりを進めるため、専門のカウンセラーが相談に応じる女性専門の相談事業を継続するとともに、相談窓口を周知します。

基本目標3 困ったときに支援につながる

3-2 児童虐待防止対策とヤングケアラー支援体制の強化

① 施策の方向

児童虐待やヤングケアラーの問題を早期に把握し、必要な支援につなげるため、こども家庭センターを中心に、児童福祉、母子保健、教育、地域の関係機関が連携します。児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応と、ヤングケアラーの実態把握・支援を進めます。

② 取組の柱

1 児童虐待の未然防止及び早期把握・早期対応

こども家庭センターにおいて、児童福祉と母子保健が連携し、妊娠期から18歳までの児童虐待の未然防止と早期対応を一体的に切れ目なく行います。乳幼児健康診査、乳児家庭全戸訪問事業等の母子保健活動や、地域の医療機関、関係機関等との連携を通じ、支援を必要とする家庭を早期に把握し、対応します。

2 認定こども園・保育所、学校及び地域における見守り

認定こども園・保育所、学校等では、日常的に子どもと関わる中で、児童虐待の発生予防と早期発見に取り組みます。また、主任児童委員や児童委員による地域での相談・見守り活動を充実し、子どもや家庭の変化に早く気づき、必要な相談・支援につなげます。

3 要保護児童対策地域協議会における連携強化

市の関係機関、児童相談所、保健所、児童委員、警察署、消防署、医師会等で構成する要保護児童対策地域協議会において、定期的な情報交換や事例把握を行うとともに、個別の要保護児童に対する具体的な支援内容を検討し、地域全体で子どもを守る支援体制を強化します。

4 ヤングケアラー支援体制の強化

こども家庭センターにヤングケアラー・コーディネーターを配置し、市内の小中学校の児童生徒を対象とした実態調査や学校調査等により、実態把握に努めます。支援が必要と思われる児童生徒については、教育委員会、学校、関係機関等と連携し、必要な支援につなげます。

基本目標3 困ったときに支援につながる

3-3 不登校、いじめ、生きづらさを抱える子ども・若者への支援

① 施策の方向

いじめ、不登校、ひきこもり、孤立など、生きづらさを抱える子ども・若者が安心して相談できる環境を整えます。学校、家庭、地域、福祉、医療等が連携し、一人ひとりの状況に応じた学び、居場所、相談・支援につなげます。

② 取組の柱

1 いじめ問題への取組の徹底

いじめは、児童生徒の教育を受ける権利や心身の健やかな成長を損ない、生命にも関わる問題です。「どの学校、どの子どもにも起こり、被害者にも加害者にもなりうる」との認識のもと、家庭や地域と連携し、すべての教職員で、児童生徒が安心して共に学び、いじめに向かわせない教育環境づくりを進めます。

2 不登校・いじめに関する相談・連携体制の充実

いじめや不登校など子どもの悩みを大人が受け止められるよう、PTA、警察、児童相談所、地域の関係団体と連携し、学校、地域、家庭が組織的に支える体制を整えます。アンケートや日々の観察、相談しやすい雰囲気づくり、相談アプリの活用、SOSの出し方に関する指導を進め、家庭にも子どもの変化に気づいたときは学校等へ相談するよう周知します。

3 ひきこもり、孤立状態にある子ども・若者への支援

ひきこもりや孤立状態にある子ども・若者について、福祉、教育、就労支援機関等が連携し、一人ひとりの状況に応じた相談や支援につなげ、社会的・経済的自立を支えます。

4 子ども・若者の自殺対策

子ども・若者が不安や悩みを一人で抱え込まないよう、SOSの出し方に関する教育を行うとともに、相談窓口や相談アプリ等を周知します。また、学校、福祉、医療等の関係機関が連携し、自殺リスクを早期に把握して必要な支援につなげます。

基本目標3 困ったときに支援につながる

3-4 生活上の困難を抱える家庭への支援

① 施策の方向

ひとり親家庭や生活困窮家庭など、生活上の困難を抱える家庭では、経済的負担、就労、住まい、子どもの学習や進学、保護者の心身の不安など、複合的な課題を抱える場合があります。子どもの現在と将来が生まれ育った環境に左右されないよう、生活、教育、就労、経済面の支援を総合的に進めます。

② 取組の柱

1 ひとり親家庭の自立と就労・子育て支援の推進

ひとり親が就業による自立を目指せるよう、就業に結びつきやすい資格取得のための受講期間中の経済的支援等を行います。また、安心して働き、自立した生活を送ることができるよう、認定こども園、保育所や放課後児童クラブ等、各種保育サービスの優先利用を推進します。

2 生活支援事業の推進【再掲】

子育て家庭等の経済的負担を軽減するため、妊娠や出産、子育て等にかかる費用の助成等を行い、安心して生活し、子育てでできる環境を整えます。

3 就学等の支援事業の推進【一部再掲】

子どもの就学を支援するため、経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、就学等の支援事業を周知するとともに、必要な経済的援助を行います。

4 子どもの貧困対策の推進

経済的困難を抱える家庭の子どもが、学び、体験、進学、生活の面で不利益を受けられないよう、福祉、教育、子育て支援、地域団体等が連携し、子どもと家庭の状況に応じた支援を進めます。

基本目標3 困ったときに支援につながる

3-5 障害や発達特性、医療的ケア等に応じた支援

① 施策の方向

障害のある子ども、発達に支援を要する子ども、医療的ケアが必要な子どもが、地域で安心して育ち、学び、生活できるよう、早期発見・早期支援、療育、保育、教育、福祉、医療の連携を進めます。保護者やきょうだい児を含む家族を支え、成長段階に応じて支援が途切れない体制を整えます。

② 取組の柱

1

障害児福祉サービス・療育と家庭支援の充実

認定こども園・保育所、学校、障害福祉サービス提供事業所、関係機関が連携し、障害児福祉サービス、療育相談、機能訓練等を充実します。また、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、重度心身障害者医療費助成等の制度を周知し、障害のある子どもと家庭の生活、保護者の不安や悩みの軽減を図ります。

2

障害児保育と特別支援教育の充実

障害のある子どもが身近な場所で、障害の状況に応じた適切な保育を受けられるよう、受入体制を整え、保育士の専門性と保育内容の充実を図ります。

学校では、特別支援教育と理解教育を充実し、全教職員の資質・能力を高めるとともに、個々の教育的ニーズに応じた指導・支援、自立活動、就学相談、進路指導を進めます。

3

発達障害児の早期発見・早期支援の充実

乳幼児健診及び認定こども園・保育所の4歳児を対象としたスクリーニング(すくすく年中児発達サポート事業)により、発達に課題のある子どもの早期発見・早期支援を進めます。発達支援相談室では、子ども本人や家族等の相談に応じ、自立・社会参画に向けた助言・指導や関係機関との連携を行い、保護者が前向きに子育てできるよう支援します。

4

切れ目のない支援と地域活動への参加促進

「発達支援ファイル(にじいろノート)」を周知・活用し、子どもの状況や願い、ニーズを家庭、認定こども園・保育所、学校、関係機関で共有して切れ目のない支援につなげます。また、障害や発達特性への理解を進めるとともに、障害の有無に関わらず、すべての子どもが地域の活動に参加できる環境づくりに努めます。

基本目標4 希望する未来を選び実現できる

4-1 若者の学び・仕事・暮らしを支える

① 施策の方向

若者が希望する未来を選び、地域で自立して暮らしていけるよう、学び、体験、就労、社会参加、相談支援を進めます。学校、地域、企業、就労支援機関等が連携し、若者が自分らしい進路や働き方を選択できる環境を整えるとともに、地域での暮らしを支えます。

② 取組の柱

1

学び・キャリア形成と就業支援の充実

学校、地域、企業、関係機関が連携し、若者が地域の仕事や産業に触れ、将来を考える機会を充実します。産業振興による雇用機会の創出を図るとともに、ニートやひきこもりの状態にある若者等を含め、地域若者サポートステーション、北京都ジョブパーク、ハローワーク等と連携して就業相談や情報提供を行い、社会的・経済的自立を支援します。

2

移住・定住とふるさと回帰の支援

移住相談、住まいの確保、地域とのつながりづくり等の取組と連携し、若者や子育て世代が京丹後市で暮らしやすい環境を整えます。また、若者のふるさと回帰・定着につながる情報発信と相談支援を進めます。

基本目標4 希望する未来を選び実現できる

4-2 結婚・妊娠・出産の希望を叶える

① 施策の方向

結婚、妊娠、出産、子育ては個人の選択であることを尊重しながら、希望する人が安心して一歩を踏み出せるよう支援します。若者が将来の暮らしや家族形成について考える機会を設けるとともに、出会いの機会、医療的・経済的支援を充実します。

② 取組の柱

1 子育てへの理解とプレコンセプションケアの推進

小中高生が家庭や子育てへの理解を深められるよう、認定こども園・保育所で乳幼児とふれあう体験教育を行います。また、性別を問わず、性や健康、妊娠・出産に関する正しい知識を学び、将来のライフデザインや健康を考えられるよう、食生活等の適切な健康管理を含むプレコンセプションケアを進めます。

2 妊娠・出産等に関する医療費負担の軽減【一部再掲】

妊娠、出産、子育てに関係する医療費負担を軽減するため、各種医療費助成を行います。また、子どもを望む家庭の経済的負担を軽減するため、不妊治療、不育症治療等に対する支援を行います。

3 出会い・交流機会の創出と結婚新生活への支援

きょうと婚活応援センターとの連携のもと、結婚を希望する人が出会い、交流できる機会を創出します。また、国や府の制度を活用しながら、結婚を後押しする効果的な支援策を検討します。

基本目標4 希望する未来を選び実現できる

4-3 まちづくりへの参画と挑戦を支える

① 施策の方向

子ども・若者を、まちの未来をともにつくるパートナーとして捉え、意見を安心して表明でき、その意見が施策や取組に生かされる仕組みを整えるとともに、地域活動やまちづくりへの参加、自らの力を生かした挑戦を支えます。

② 取組の柱

1

子ども・若者の声を聴き、施策に活かす仕組みづくり

【再掲】

アンケート、出前講座、ワークショップ、審議会への参加等を通じて、子ども・若者が意見を表明できる機会を確保するとともに、その意見を施策やまちづくりに活かし、反映内容や検討結果を分かりやすく伝えます。

2

子ども・若者の地域参加と挑戦の促進

子ども・若者が、地域活動、ボランティア、地域課題の解決、まちづくり活動等に主体的に参加し、自分の力やアイデアを生かして挑戦できる機会と環境を整えます。また、地域や関係団体と連携し、子ども・若者の活動を支えます。



第5章

子ども・子育て支援事業の 量の見込みと確保方策



1 提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画※において、「教育・保育」「地域子ども・子育て支援事業※」を提供する区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定め、当該区域ごとに「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を定めることとされています。教育・保育提供区域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めることとなっています。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業※の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する必要があります。

京丹後市においては、平成23年3月に策定した「京丹後市保育所再編等推進計画」、平成29年3月に策定した「第2次京丹後市保育所再編等推進計画」に基づき、保育所の統廃合による再編、幼保一体化施設の設置等を行ってきました。その後の社会環境の変化や、少子化の進行等に伴い、小規模化している保育所がある一方、低年齢児保育の需要が高まっていることから、今後も地域のニーズに応じた教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の整備等を検討していきます。

また、教育・保育の利用状況及び利用希望把握調査等により把握する利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設※の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに必要利用定員総数を定めます。

2 幼児期の学校教育・保育の「量の見込み」と確保方策

量の見込み

■認定こども園

単位(人)

京丹後市	実績			見込み					
	令和5年度			令和7年度			令和8年度		
	1号	2・3号	合計	1号	2・3号	合計	1号	2・3号	合計
	3-5歳	0-5歳		3-5歳	0-5歳		3-5歳	0-5歳	
①量の見込み	66	1,010	1,076	61	990	1,051	60	970	1,030
②確保の内容 認定こども園	66	1,010	1,076	61	990	1,051	60	970	1,030
②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0

京丹後市	見込み								
	令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	1号	2・3号	合計	1号	2・3号	合計	1号	2・3号	合計
	3-5歳	0-5歳		3-5歳	0-5歳		3-5歳	0-5歳	
①量の見込み	59	951	1,010	58	932	990	57	913	970
②確保の内容 認定こども園	59	951	1,010	58	932	990	57	913	970
②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0

■保育所

単位(人)

京丹後市		実績			見込み					
		令和 5 年度			令和 7 年度			令和 8 年度		
		2 号 3-5 歳	3 号 0 歳	1-2 歳	2 号 3-5 歳	3 号 0 歳	1-2 歳	2 号 3-5 歳	3 号 0 歳	1-2 歳
①量の見込み		221	6	122	221	10	105	217	10	103
②確保の内容	保育所	221	6	122	221	10	105	217	10	103
	地域型保育 事業※	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②－①		0	0	0	0	0	0	0	0	0

京丹後市		見込み								
		令和 9 年度			令和 10 年度			令和 11 年度		
		2 号	3 号		2 号	3 号		2 号	3 号	
		3-5 歳	0 歳	1-2 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳
①量の見込み		213	10	101	209	10	99	205	10	97
②確保の内容	保育所	213	10	101	209	10	99	205	10	97
	地域型保育事業※	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②－①		0	0	0	0	0	0	0	0	0

提供体制、確保方策

- 認定こども園の定員数については、令和5年度現在、1,622名(公立認定こども園6園、私立認定こども園3園)の提供体制があります。
- 保育所の定員数については、令和5年度現在、680名(公立保育所5園、私立保育所1園)の提供体制があります。
- 教育及び保育の量の見込みは、今後も一定のニーズはあるものの人口減に比例し徐々に減少していくものと見込んでいます。
- 教育・保育の提供体制については、「第2次京丹後市保育所再編等推進計画」に基づき、保育所の統廃合による再編、幼保一体化施設の設置等を行ってきました。今後も地域のニーズに応じた教育・保育、地域子育て支援事業の整備等を検討していきます。
- 地域型保育事業※(小規模保育事業※等)については、引き続き保護者のニーズを把握しながら、必要性について検討していきます。

認定区分について

幼児教育・保育については、子どもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、以下の3区分にそれぞれ認定し実施します。

■認定区分

1号認定	教育標準時間認定・満3歳以上
2号認定	保育認定(標準時間・短時間)・満3歳以上
3号認定	保育認定(標準時間・短時間)・満3歳未満

3 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と確保方策

量の見込み

■地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

事業名		単位	実績	量の見込み				
			令和 5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 延長保育事業		人	284	277	272	267	262	256
② 放課後 児童健 全育 成 事業	低学年	人	599	548	543	538	533	528
	高学年	人	275	305	308	311	314	317
	合計	人	874	853	851	849	847	845
③ 放課後こども教室		か所	2	2	2	2	2	2
④ 子育て短期支援事業		人日	48	180	175	170	165	160
⑤ 地域子育て支援拠点事業		人回	17,205	17,000	16,750	16,500	16,250	16,000
⑥ 一時預 かり事業	こども園での預 かり保育（1 号認定児）	人日	3,973	3,660	3,600	3,540	3,480	3,420
	一時預かり（未 就園児）	人日	703	870	840	810	780	750
⑦ 病児・病後児保育事業		人日	6	10	10	10	10	10
⑧ ファミリー サポート センター 事業	就学前	人日	54	60	60	60	60	60
	就学児	人日	7	10	10	10	10	10
⑨ 妊婦健康診査		人回	6,030	5,910	5,792	5,676	5,563	5,452

事業名	単位	実績	量の見込み				
		令和 5 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
⑩ 乳児家庭全戸訪問事業	人	279	273	268	263	258	253
⑪ 養育支援訪問事業	人	98	70	70	70	70	70
⑫ 利用者支援事業	か所	1	1	1	1	1	1
⑬ 産後ケア事業 (新規)	人回	9	54	60	72	84	84
⑭ 親子関係形成支援事業 (新規)	人回	-	30	30	60	60	60
⑮ 乳児等通園支援事業(新規)	人日	-	-	22	20	19	19
⑯ 妊婦等包括相談支援事業(新規)	回	512	655	643	657	645	632
⑰ 子育て世帯訪問支援事業(新規)	人日	-	-	48	96	96	96

産後ケア事業:子ども・子育て支援法の一部改正により、産後ケア事業を子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業※として位置付けることで、国、都道府県、市町村の役割分担を明確化し、計画的な提供体制の整備を進めることとされた。

親子関係形成支援事業・子育て世帯訪問支援事業:令和6年4月に施行された改正児童福祉法において、家庭支援事業として3つの事業が新設された。(子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業)

乳児等通園支援事業:子ども・子育て支援法の一部改正により、全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充として、保育所等に通っていない満3歳未満の子ども通園のための給付が創設された。

妊婦等包括相談支援事業:子ども・子育て支援法の一部改正により、令和6年度までの「出産・子育て応援交付金」は、令和7年度から「妊婦のための支援給付」として制度化(子ども・子育て支援法第10条の2)され、「妊婦等包括相談支援事業」(児童福祉法第6条の3第22項)と組み合わせて実施することにより、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施することとなった。

①延長保育事業

【概要】

保育認定を受けた子どもについて、11時間の開所時間を超えて保育を行う事業です。

【第2期計画の実績】

単位(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用児童数	281	249	316	284

【量の見込み(再掲)】

単位(人)

京丹後市	実績	見込み				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	284	277	272	267	262	256
②確保の内容	284	277	272	267	262	256
②－①	0	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策】

○延長保育については、令和6年度に15か所の認定こども園・保育所で実施しています。今後も、保護者の就労状況等により保育が困難な就学前児童について、保護者の利用希望に沿った、身近な地域でのサービスの提供が受けられるよう努めます。

②放課後児童健全育成事業

【概要】

保護者の就労等により授業終了後等に家庭での見守りが受けられない小学校に就学している児童に対し、小学校の余裕教室等を利用して、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

【第2期計画の実績】

単位(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用児童数	744	784	842	874

【量の見込み(再掲)】

単位(人)

京丹後市		実績	見込み				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	低学年	599	548	543	538	533	528
	高学年	275	305	308	311	314	317
	合計	874	853	851	849	847	845
②確保の内容		874	853	851	849	847	845
②－①		0	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策】

○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)については、令和6年度に11か所で6年生までの受け入れを行っています。今後も適切な遊び及び生活の場を提供するとともに、施設環境及び指導員の質の向上を図り、ニーズに対応できる提供体制を確保します。

③放課後こども教室

【概要】

放課後に、小学校の余裕教室等を子どもたちの安全・安心な居場所として活用し、地域住民等の参画を得て、学習や体験・交流活動などを行う事業です。

【量の見込み(再掲)】 ※第3期計画から掲載

単位(か所)

京丹後市	実績	見込み				
	令和 5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	2	2	2	2	2	2
②確保の内容	2	2	2	2	2	2
②-①	0	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策】

○放課後こども教室については、令和6年度に2か所の小学校区で実施しています。授業のある毎週水曜日の放課後に実施しており、放課後児童クラブを利用する児童も参加できます。今後も、放課後の安全・安心な居場所の確保を図る観点から、放課後児童クラブとの連携を図り、ニーズに対応できる提供体制の確保に努めます。

④子育て短期支援事業

【概要】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業及び夜間養護等事業）です。

【第2期計画の実績】

単位(人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用日数	80	26	16	48

【量の見込み(再掲)】

単位(人日)

京丹後市	実績	見込み				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	48	180	175	170	165	160
②確保の内容	48	180	175	170	165	160
②－①	0	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策】

○子育て短期支援事業については、1か所で実施しています。今後も、保護者の病気、疲労等により家庭において養育することが一時的に困難になった児童や、経済的な理由により緊急一時的に保護が必要になった母子の養育・保護に対応できる提供体制を確保します。

⑤地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター事業)

【概要】

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流、育児相談、情報の提供等を行う事業です。

【第2期計画の実績】

単位(人回)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数	17,766	14,068	16,220	17,205

【量の見込み(再掲)】

単位(人回)

京丹後市	実績	見込み				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	17,205	17,000	16,750	16,500	16,250	16,000
②確保の内容	17,205	17,000	16,750	16,500	16,250	16,000
②－①	0	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策】

- 地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター事業)については、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所として、8か所で実施していきます。
- 地域子育て支援センターでは、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。これにより、地域の子育て支援機能の充実、子育ての不安感の緩和等を図り、子どもの健やかな育ちを支援します。
- 今後も利用者のニーズに対応できる提供体制を確保していくとともに、利用しやすい環境を構築していきます。

⑥一時預かり事業

【概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【第2期計画の実績】

単位(人日)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用 児童数	認定こども園での 預かり保育(1号 認定児)	4,785	5,451	5,364	3,973
	一時預かり(未就 園児等)	964	710	738	703

【量の見込み(再掲)】

単位(人日)

京丹後市		実績	見込み				
		令和 5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
認定こども園で の預かり保育(1 号認定児)	①量の見込み	3,973	3,660	3,600	3,540	3,480	3,420
	②確保の内容	3,973	3,660	3,600	3,540	3,480	3,420
	②-①	0	0	0	0	0	0
一時預かり(未 就園児等)	①量の見込み	703	870	840	810	780	750
	②確保の内容	703	870	840	810	780	750
	②-①	0	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策】

- 認定こども園での預かり保育(1号認定児)については、令和6年度現在 9 か所で実施しています。今後も利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。
- その他(未就園児等)の一時預かりについては、10 か所で実施しています。今後も、保護者の就労や疾病・出産等により保育が困難な場合や親の私用、リフレッシュを目的として、就園前児童の保護者の利用希望に沿ったサービスの提供ができるよう努めます。

⑦病児・病後児保育事業

【概要】

(病児保育事業)

児童が病気の快復に至らない場合であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、病院・保育所等に付設された専用スペース等で、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

(病後児保育事業)

児童が病気の回復期であり、かつ、集団保育が困難な期間において、病院・保育所等に付設された専用スペース等で、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

【第2期計画の実績】

(病後児保育事業)

単位(人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用児童数	4	5	0	6

【量の見込み(再掲)】

(病後児保育事業)

単位(人日)

京丹後市	実績	見込み				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	6	10	10	10	10	10
②確保の内容	6	10	10	10	10	10
②-①	0	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策】

○病後児保育事業については、医療機関や関係機関と連携・調整を図り、利用したいとする保護者が適切に利用できるよう、制度の周知に努め利用促進を図ります。

○病児保育事業については、医療機関に併設した施設での開設等、利用者が安心して利用できるよう、関係機関と協議を続けていきます。

⑧ファミリー・サポート・センター事業

【概要】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者(利用会員)と、当該援助を行うことを希望する者(援助会員)との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【第2期計画の実績】

単位(人日)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
活動件数	就学前	1	28	38	54
	就学児	0	33	19	7

【量の見込み(再掲)】

単位(人日)

京丹後市	実績	見込み				
	令和 5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 量の見込み (就学前)	54	60	60	60	60	60
(就学児)	7	10	10	10	10	10
② 確保の内容 (就学前)	54	60	60	60	60	60
(就学児)	7	10	10	10	10	10
②－①	0	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策】

○ファミリー・サポート・センター事業については、利用実績は少ないものの、公的サービスでは対応がむずかしいニーズに応える大切な事業であることから、今後も引き続き利用者のニーズに対応できるよう、子育て経験者などの援助会員を確保し、提供体制を維持していきます。

⑨妊婦健康診査

【概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として「健康状態の把握」、「検査計測」、「保健指導」を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【第2期計画の実績】

単位(人回)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受診者数	7,015	7,070	6,744	6,030

【量の見込み(再掲)】

単位(人回)

京丹後市	実績	見込み				
	令和 5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	6,030	5,910	5,792	5,676	5,563	5,452
②確保の内容	6,030	5,910	5,792	5,676	5,563	5,452
②－①	0	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策】

○妊婦健康診査については、疾病の早期発見及びB型肝炎等母子感染症の予防のため、基本健診14回と追加検査(血液、超音波検査等)14回に対し、一定の費用を公費負担しています。実施医療機関は、京都府内の医療機関及び府外一部の医療機関に委託し、受診しやすい体制をとっています。

○今後も母子健康手帳とともに妊婦健康診査受診票・妊婦歯科健康診査受診票等を交付し、安心して妊娠・出産できる環境を整えるとともに、妊娠期からの一貫した健康管理を支援していきます。

⑩乳児家庭全戸訪問事業

【概要】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【第2期計画の実績】

単位(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問実施者数	277	289	294	279

【量の見込み(再掲)】

単位(人)

京丹後市	実績	見込み				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	279	273	268	263	258	253
②確保の内容	279	273	268	263	258	253
②－①	0	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策】

- 乳児家庭全戸訪問事業については、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師が訪問し、保護者の様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行っています。
- 今後もすべての家庭の養育環境の把握に努めるとともに、子育て支援に関する必要な情報提供、助言を行います。支援が必要な家庭には適切なサービスの提供を行うことで、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ります。

⑪養育支援訪問事業

【概要】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【第2期計画の実績】

単位(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ訪問数	28	38	62	98

【量の見込み(再掲)】

単位(人)

京丹後市	実績	見込み				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	98	70	70	70	70	70
②確保の内容	98	70	70	70	70	70
②－①	0	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策】

○養育支援訪問事業については、乳児家庭全戸訪問事業とあわせ、今後も、要保護児童対策地域協議会※の関係機関を中心に、家庭や子どもに関する課題を共有し、適切な支援が引き続き行われるよう連携を図り、家庭や子ども、あるいは妊産婦が安心・安全かつ安定した日常生活を営むことができるように努めていきます。

⑫利用者支援事業(こども家庭センター※型)

【概要】

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設※や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【第2期計画の実績】

単位(か所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
配置状況	1	1	1	1

【量の見込み(再掲)】

単位(か所)

京丹後市	実績	見込み				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1	1
②確保の内容	1	1	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策】

○利用者支援事業については、こども家庭センター※型として1か所を設置し、専任保健師を配置しています。今後も妊産婦、乳幼児等の状況を継続的、包括的に把握するとともに、必要な支援や関係機関との連携調整等により、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実に努めていきます。

⑬産後ケア事業

【概要】

産後の保健指導を必要とする産婦及び乳児に対して、施設に母子を宿泊及び通所させる、もしくは対象者の居宅において助産師等の看護職が中心となり必要な保健指導を行う事業です。

【量の見込み(再掲)】

単位(人回)

京丹後市	見込み				
	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	54	60	72	84	84
②確保の内容	54	60	72	84	84
②－①	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策】

○産後ケア事業については、出産後1年までの母親と乳児への心身のケアや、育児サポートを実施することにより、産後うつや児童虐待の未然防止を図るとともに、子どもを産み育てやすい環境を整えていきます。今後はニーズを把握しながら、リフレッシュや仲間づくりを目的とした集団型の産後ケア事業への展開も検討していきます。

⑭親子関係形成支援事業

【概要】

児童との関わり方や子育てに悩みを抱えている保護者に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に交流できる場を設けるとともに必要な支援を行う事業です。

【量の見込み(再掲)】

単位(人回)

京丹後市	見込み				
	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	30	30	60	60	60
②確保の内容	30	30	60	60	60
②－①	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策】

○親子関係形成支援事業については、子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱える保護者に対し、講義やグループワーク等を通じて、子どもの発達状況に応じた情報提供や相談助言を実施するとともに、保護者同士の交流や情報共有の場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。

⑮乳児等通園支援事業

【概要】

認定こども園等に入所していない3歳児未満の乳幼児に、適切な遊びや生活の場をあたえるとともに、乳幼児とその保護者に対し面談や子育てについての情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

【量の見込み(再掲)】

単位(人日)

京丹後市	見込み				
	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	-	22	20	19	19
②確保の内容	-	22	20	19	19
②-①	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策】

○乳児等通園支援事業については、国が令和8年度から本格実施を目指す新たな通園給付制度であり、月一定時間までの利用枠内で、就労要件を問わず、すべての家庭の0歳6か月～2歳児が保育所等を定期的に利用できるようにするものです。本市においても、すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらないかたちでの支援を強化するため、令和8年度から本事業を実施しています。

⑯妊婦等包括相談支援事業

【概要】

妊婦とその配偶者に対し、面談等の実施により必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う事業です。

【量の見込み(再掲)】

単位(回)

京丹後市	見込み				
	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	655	643	657	645	632
②確保の内容	655	643	657	645	632
②-①	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策】

○妊娠期からの切れ目のない支援を行う観点から、「妊婦のための支援給付」と妊婦への相談支援を行う「妊婦等包括相談支援事業」を効果的に組み合わせた伴走型の支援を行います。

⑰実費徴収にかかる補足給付を行う事業

【提供体制、確保方策】

- 子ども・子育て支援新制度にかかる教育・保育給付認定子どもが特定教育・保育等を受けた場合の教育・保育給付によっては、運営費が給付されない日用品や行事参加費等の実費負担分について、市が定める基準に従い、保護者への費用助成を行います。
- 施設等利用給付認定子どもが特定子ども・子育て支援を受けた場合において、食事の提供(副食の提供に限る。)に要する費用として当該施設等利用給付認定保護者が支払うべき実費負担分について、市が定める基準に従い、保護者への費用助成を行います。

⑱多様な主体が参画することを促進するための事業

【提供体制、確保方策】

- 子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のために、多様な事業者の能力を活用しながら、保育所や小規模保育※等の設置を促進していく事業です。現状の保育施設にないものに対して手段を講じていきます。

⑲子育て世帯訪問支援事業

【概要】

家事・子育てに不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦やヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家事支援や育児・養育支援を行う事業です。
(令和8年度から事業開始)

【第2期計画の実績】

単位(人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数	—	—	—	—

【量の見込み(再掲)】

単位(人日)

京丹後市	実績	見込み				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	—	—	48	96	96	96
② 確保の内容	—	—	48	96	96	96
②-①	—	—	0	0	0	0

【提供体制、確保方策】

- 訪問支援員を派遣する事業所の確保・育成を行い、実施体制を確保します。
- サポートプランに基づいた家事支援や育児・養育支援を通して、対象世帯の養育環境を整え、世帯が自立して生活できることを目的として支援を行います。

●児童育成支援拠点事業

令和6年4月に施行された改正児童福祉法により地域子ども・子育て支援事業※として新たに創設された事業であるため、当事業の実施を検討していきます。



第6章

計画の推進



1 市民や地域、関係団体等との協働

本計画を実行性のあるものとして着実に展開していくためには、家庭や地域、関係団体や企業等の主体的な取組が必要不可欠となります。そのためにも、ホームページや広報等のあらゆる媒体や地域活動団体等を通して、積極的に計画の周知・啓発を進めるとともに、既存の主体的な活動等と連携を図りつつお互いの役割をしっかりと確認して計画を推進します。

また、市民や関係団体等で構成される「こども未来まちづくり審議会」において、計画の進捗状況に関する情報公開や施策・事業の評価、課題整理等を行います。

2 庁内の推進体制

子ども・子育て支援に関する施策は、教育・保育をはじめ様々な分野にわたるため、計画策定担当部局(こども部こども未来課及び子育て支援課)が中心となり、年度ごとに関係各課の施策や事業の実施状況を把握するとともに、関係各課が連携して施策に取り組むことができる体制づくりを進め、本計画を着実に推進します。

3 計画の進行管理

本計画で定めた教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや確保方策等をはじめ、各施策や事業等について、定期的な進捗管理及び評価を行います。

また、庁内の推進体制や「こども未来まちづくり審議会」のほか、子どもや子育て家庭等へのアンケート調査や出前講座の機会等も活用し、PDCAサイクル【Plan(計画)―Do(実施・実行)―Check(検証・評価)―Action(改善)】のプロセスを踏まえた計画の進行管理に努めます。